

議第 87 号 呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 15 号）による改正及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）による改正）に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 国の基準の改正の内容

(1) 教諭となる資格を有する者の規定の明確化

放課後児童健全育成事業を行う事業所ごとに、一定数配置することとされている放課後児童支援員の資格要件として、「学校の教諭となる資格を有する者」と規定されていましたが、教員免許状を取得した後に更新を受けていない場合であっても要件を満たすことを明らかにするため、「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者」に改められました。

(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大

- ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正により、大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者が追加されました。
- イ 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）に基づき、補助員として一定の実務経験（放課後児童健全育成事業に 5 年以上従事）がある者で、かつ、市町村長が適当と認めたものは放課後児童支援員になることができることとされました。

【用語解説】

放課後児童支援員	保育士や社会福祉士等の資格を有する者など、国の基準（第 10 条第 3 項各号）のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければなりません。子どもの健康管理、安全の確保、行事や活動の企画と記録等に加え、学校・保護者・地域の関係団体等との情報交換及び連絡調整を行うなど、事業所の運営を任されています。
補助員	放課後児童支援員を補助する者で、資格要件はありません。放課後児童支援員の指導・助言の下で、子どもの健康管理、安全の確保、行事や活動の企画と記録等の補助を行います。

3 市の考え方と改正の内容

前項の改正に係る国の基準は、従うべき基準であり、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とし、国の基準の改正と同様の改正をします。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

4 施行期日

公布の日（専門職大学の前期課程の修了者の追加に関する規定は、平成31年4月1日）